就学支援金・高校生等臨時支援金手続き(新規申請)

※全員、就学支援金・臨時支援金の両方の申請提出が必要です。

詳細な手順については、以下のマニュアルをご確認ください。

→「国立高専向け e-Shien 申請者向け利用マニュアル ②就学支援金新規申請&臨時支援金申請編 」

① 高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Śhien/こログインします。

ログイン ID 通知書記載の ID・パスワードを入力し、ログインします。(マニュアル p.5)



◆ e-Shien へのアクセス

https://www.e-shien.mext.go.jp/

※ログイン ID がわからない場合は、学生が学生生活係窓口へ申し出てください。

## 2 申請意向を登録します。

「意向登録」のボタンを押し、意向確認画面から就学支援金を申請するか、しないか選択します。 ※高校生等臨時支援金を受ける場合は、「申請をする意思がある」としてご登録ください。 (マニュアル p.6~7)

## ③ 受給資格認定を提出します。

意向登録後の画面に沿って手続きをします。(マニュアル p.8~20)

## ④ 臨時支援金意向登録を提出します。

受給資格認定申請の登録完了画面に表示される「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックし、表示される画面に沿って手続きをします。(マニュアル p.21~26)

## ※「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックしないまま、画面を閉じるとオンラインから高校生等臨時支援金の申請が出来なくなります。

閉じてしまった場合は、紙面での申請となりますので、学生生活係までご連絡ください。